

秋田県条例第二十九号

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百八号）の一部を次のように改正する。

別表二の項を削り、同表三の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項イ中「第十八条第二十一項」を「第十八条第二十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項中「又は第十八条第二十二項第一号」を「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認」を「認定」に改め、同項を同表四の項とし、同表中六の項を五の項とし、七の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十四の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表十三の項とし、同表十五の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表十四の項とし、同表中十六の項を十五の項とし、十七の項から二十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十四の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表二十三の項とし、同表中二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十九の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中三十の項を二十九の項とし、三十一の項から三十五の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十六の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表中三十七の項を三十六の項とし、三十八の項を三十七の項とし、三十九の項を三十八の項とし、同表四十の項中「既存建築物」を「既存の建築物」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表四十一の項を同表四十の項とし、同表四十二の項中「既存建築物」を「既存の建築物」に改め、同項を同表四十一の項とし、同表中四十三の項を四十二の項とし、四十四の項から四十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十七の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表中四十八の項を四十七の項とし、四十九の項を四十八の項とし、同表五十の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表五十一の項を同表五十の項とし、同表五十二の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項を同表五十一の項とし、同表五十三の項中「昭和二十五年政令第三百三十八号」の下に「。以下「令」という。」を加え、同項を同表五十二の項とし、同表五十四の項中「建築基準法施行令」を「令」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表に次のように加える。

五十四 令第百三十七条の十六第二号の規定による既存の建築物の移転の特例の認定の申請

二万七千円

別表の備考三を削り、同表の備考四中「同表四十九の項」を「同表四十八の項」に改め、同表の備考四を同表の備考三とし、同表の備考五及び備考六を削り、同表の備考七中「この表三の項」を「この表二の項」に改め、同表の備考七を同表の備考四とし、同表の備考八中「この表三の項」を「この表

二の項」に、「同表五十の項」を「同表四十九の項」に改め、同表の備考八を同表の備考五とし、同表の備考九中「この表四の項」を「この表三の項」に改め、同表の備考九を同表の備考六とし、同表の備考十中「この表四十八の項」を「この表四十七の項」に改め、同表の備考十を同表の備考七とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

（秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正）

2 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例（平成二十一年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表の備考四中「別表四十九の項」を「別表四十八の項」に改め、同表中備考五を削り、備考六を備考五とする。

（秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正）

3 秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（平成二十四年秋田県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「別表四十九の項」を「別表四十八の項」に改め、同条第四項を削る。